

愛国学園大学における GPA 制度に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、愛国学園大学（以下「本学」という。）において、教育課程を通じて、学修の状況及び成果の客観的評価を示す指標であるグレード・ポイント・アベレージの制度に関し必要な事項を定め、客観的かつ的確な学修評価を通じ、学生の計画的な学修を促すとともに、教員等による的確な修学指導を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「グレード・ポイント」（以下「GP」という。）とは、履修申告科目に対し、第5条所定の方法で算出した学修評価をいう。
- (2)「グレード・ポイント・アベレージ」（以下「GPA」という。）とは、第2条第1号で定めるGPを、単位数に応じた加重平均により算出した学修成果の平均値をいう。
- (3)「学期GPA」とは、各学期におけるGPAをいう。
- (4)「年度GPA」とは、各年度におけるGPAをいう。
- (5)「通算GPA」とは、在学期間におけるGPAをいう。

(対象学生)

第3条 GPA制度を適用する対象学生は、本学の学士課程に在学する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第4条 GPA制度の対象とする授業科目（以下「対象授業科目」という。）は、履修登録をした全ての授業科目とする。

(GPの算出)

第5条 対象授業科目のGPは、素点から55点を減じたのち、その数値を10で除する。

2 前項の算出に当たっては、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 54点以下は0点として計算する。
- (2) 不合格、資格喪失、未受験は全て0点で算出する。
- (3) 素点56～59点の科目はすそ切りし、0点で計算する。
- (4) 認定科目は、語学科目のみ85点で評価しGPを算出し、編入時の認定科目はGPを算出しない。

3 GPの算出に当たっては0.1単位で計算し、0.0～4.5までの数値で評価する。

(GPAの算出方法)

第6条 学期GPA、年度GPA及び通算GPAは、全ての対象授業科目によるGPAを

算出するものとする。

2 GPA の算出は加重平均で行う。

3 前々項の GPA は、次の各号の計算式により算出するものとし、その数値に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期 GPA = (当該学期に履修申告した対象授業科目の GP×単位数)の総和 / (当該学期に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

(2) 年度 GPA = (当該年度に履修申告した対象授業科目の GP×単位数)の総和 / (当該年度に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

(3) 通算 GPA = (在学期間に履修申告した対象授業科目の GP×単位数)の総和 / (在学期間に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和
(再履修科目の単位修得時の取扱い)

第7条 不合格、資格喪失、未受験により再履修した科目は、新しい成績（評価がついた成績）の点数を上書きする。

第8条 GPA の算出は、原則として学期ごとに指定された成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

第9条 追試験、成績の訂正及び不正行為による履修登録の無効果等により、成績又は履修科目に変更が生じた場合は、GPA を再計算するものとする。

(GPA の成績証明書等への記載)

第10条 成績証明書及び学業成績書には、通算 GPA を記載するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPA 制度の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。